

目次

A II -CV-3rd-1★上告状20200930.....	2
A II -CV-3rd-2★上告受理状20200930.....	9
A II -CV-3rd-3★証拠追加20200930.....	16
A II -CV-3rd-4★甲13号証.....	17

上告提起理由書

令和2年2月14日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所（送達場所） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番1号
埼玉県 同代表者知事 大野元裕 電話番号：048-824-2111

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和元年(ネ)第4434号 慰謝料請求控訴事件について、
令和2年2月6日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから上告します。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被上告人は、上告人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、三審とも全て、被上告人の負担とする。

第3 上告理由

1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決は、後述の通り、①第一審が、私が訴えた事件性ないし違法性の判定が不可避であるにもかかわらず、合理的根拠無しに無視していることや、②第一審の、致命的な判定洩れ、を無視しており、事実認定に経験則違反や論理則違反による、自由心証主義への違反など、訴訟手続の重大な違反が多数有り、また、憲法の解釈の誤り（民訴法312条1項）や、法令の解釈の重大な誤りが有り、実質的に理由不備（民訴法312条2項六号）

なので、程度問題として、実質的な司法拒絶であり、著しい信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であり、違法な判決なので、当り前に、無効です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

第4 上告理由の説明

1 一審二審とも、以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

① 訴え(控訴理由)を無視していること(司法拒絶)

これは控訴状全体を摘示するに等しい為、冗長となるので、差し控えます。

原審が理由を示したのは、唯一後述の、内容証明に関する追加証拠に関してだけです。
つまり、列挙した控訴理由を、一切無視しております。

裁判一般の公信力の高さは別として、第一審が適正であるという保証は論理的にはどこにも無く、また、控訴人の私が理由を示して不適正を訴えていた以上、無視したことは論理則違反かつ信義則違反であり、裁判という手続目的の逸脱ないし妨害です。

合理的根拠無しに事件性ないし違法性を無視していること(論理則違反)

② 「違法性が無いから理由も不要」との狂気の倒錯であること

これは論法として、当り前の違法性を認めないことによって、論理則違反を経験則違反に擦り替えているので、経験則違反による論理則違反と言えます。

しかし、判断要素としては排除不可能ですから、たとえ違法性が無いと判断したのだとしても、その合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

また、稀に理由を付した場合でも、屁理屈ないし片手落ちで、実質的に、理由が有りません。

事件性ないし違法性の判定が不可避の前提であること

実質的に、警察の常習的な、理由を告知しない受付拒否(手続妨害)と言え、職責と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反なので、訴えた事件性ないし違法性への当否の判定が不可欠の前提であることは自明なのに、無視しました。

③ 第一审の致命的な判定洩れを無視したこと(論理則違反)

第一審が不法行為1(埼玉県警による殺人の交通事故への偽装)の判定を洩らしたこと(控訴状6頁)は、それが残りの四つの不法行為の前提となる基礎事実ないし主要事実なので、判決の結論に影響するのは自明なのに、控訴審がその致命的瑕疵を無視しました。

なおこれだけでも、再審理由にも無効理由にも該当すると考えます。

2 判決に憲法の解釈の誤りや、その他憲法の違反が有ります(民訴法312条1項)

後述の通り、原事件は無言の脅迫であり、脅迫とはすべからく、威力によって真意を抑圧させることですから、必然的に、自決権ないし自治の権利(いざれも憲法13条)の侵害です。私の訴えを、警察が無視して来たことは、その職責(警察法2条など)と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、ひいては平等権(憲法14条)の侵害です。このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)や違反を含んだ被害です。

3 事実認定に経験則違反や論理則違反が多数有るので、自由心証主義への違反です

①私の訴えをことごとく無視していることは、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です

②被告の擬制自白を看過したこと 理由の無い否認(狂気の倒錯)

③私の訴えが判決書に記録されていないこと ①と裏腹でもあります 現行制度の瑕疵
全3頁の判決書の、たった8行の事案の概要では、本件の事件性が全く伝わりません。

(説明)

第一審が違法性をことごとく無視し、控訴審が控訴理由をことごとく無視しております。

控訴審は、極端な統審主義を口実にしたものと思われますが、裁判制度の目的を考えれば、控訴人の訴えを無視することに正当性は無いことは自明であり、また、このような司法権の濫用を想定していないことは現行制度の瑕疵と考えます。

したがって、私としては、第一審の機能とS.O.S.を、最高裁判所に求めるしかありません。

第5 上告理由の詳細(原判決の問題点)

訴えた、当たり前の事件性ないし違法性を無視していること

詳しくは後述の通りで、★や●の数が多いほど違法です。

(前提) 訴えを無視することは、不当な受付拒否(手続妨害)であり、結果回避義務違反であり、当たり前に、違法であること

言い換えると、故意の観点の欠落による手続妨害への抗弁事実を、常に示しておりません。裁判所や検察庁や警察など、国家権力を直接行使する機関には、暗黙の社会的要請として、常に合理性が求められていることは、人権の歴史から考えても当然です。

特に警察の場合は、権力の濫用の予防という各根拠法の立法趣旨からも、被害の継続への回避義務からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当たり前です。

これは論理的には既述の通り「違法性が無いから理由も不要」との狂気の倒錯です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責と訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。

また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範第4~5条への違反

であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第 63 条や刑事訴訟法第 242 条への違反です。またこれらは当たり前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

私への脅迫の為の殺人事件の焦点

事件の概要 詳しくは後述の通りですが、今度こそ判例に残して下さい。

以下のような疑惑が、根拠も無く、未解明です。

第一に、警視庁が私の 20090118 付け被害届を無視したこと (恣意性 99. 999999%以上)

①冒頭頁に回答期限を明記していたこと(著しい信義則違反)、②理由を告知しない不当な受付拒否に当ることや、差別に当ることなど、その違法性が自明であること、③無視できない届出内容であったこと、などから、職責と状況から見て、有り得ない選択と言えるので、当たり前に、警視庁の何らかの害意を、極めて強く暗示しています。

第二に、20090220 の私の叔母の太田まり子の変死の真相は、警視庁による私への脅迫の為の殺人であり、それを埼玉県警が轢逃げ事故に偽装したこと (②の恣意性 99. 80%以上)
そう思う理由は、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況であり、②まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、その害意の内容、すなわち「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫の意図が明かされた形であり、この二つの稀有な現象が偶然には重なり得ないことや、同様の状況設定のドラマや小説も多いので、誰でも経験則として、そう感じることから、その被害届との関連による殺人と、警視庁の関与が、当たり前に、推定されることです。

第三に、20090303 午後、東村山署サワダに、包囲網の摘発と脅迫の為の殺人を訴えたのに無視したこと (恣意性 99. 00%以上)

これは、警視庁の組織的隠蔽と、更なる害意を、当たり前に、暗示しており、また、殺人の蓋然性をも遡及して高めています。

第四に、殺害を暗示する不審点(状況証拠)の数々 (恣意性 99. 999999%以上)

①事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線なので、ずっと叔母が視界に入っていたのに、見落とすはずがないこと、②司法解剖が実施された経緯が不審であること、③逮捕の決め手となった映像を、公判の証拠にしていない不審、④公判で、故意の疑いに一切触れなかったことは三機関の共謀、を始め、後述の不審点が有ります。

第五に、恣意性一覧表が示唆する後続事件との相互関連性 (恣意性 99. 9999999%以上)

後続事件との相互関連性や加害類型の一貫性から、包囲網の実在は明らかです。

第一に、警視庁が私の 20090118 付け被害届を無視したこと (恣意性 99. 999999%)

私が、2009. 1. 19 に、東京都練馬区豊玉北 6-4-2 所在の練馬郵便局から東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号所在の警視庁本部の警視総監宛に簡易書留で送った、2009. 1. 18 付被害届を、警視庁の被疑者及び人数不詳 1 が無視しました。

A 理由を告知しない、被害届の受付拒否(犯罪捜査規範 65 条違反)です

★★★理由を告知しない受付拒否(手続妨害)であり、適正な手続を受ける権利や平等権の侵害であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

その不当性については既述の通りであり、また、これでは、誰でも被害届を出す意味が無くなるので、差別的取扱であることも自明であり、過去に同様の事例は無いはずです。また、届出が趣旨不明の場合は、本人意思を確認することが規定されています。

B 無視できない内容なので極めて不審な対応です

★★★内容に比し、極めて不審な対応(手続妨害)であり、適正な手続を受ける権利や平等権の侵害であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

この被害届の趣旨は、不特定多数による不買運動の摘発でした。

特に、(3 頁)日常的な顔パス(つまり挙手した乗客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象であるのに、更に、(5 頁)私の出番日と連動して所属タクシー会社の平均売上が落ちた現象も、これを裏付けているので、総合すれば、(冒頭頁)肖像権の侵害に基づく風評被害・営業妨害、「一億人の犯罪」、に疑いの余地は無く、このデータを確保するだけで摘発できたはずです。

このデータこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。

包囲網はやがて、この連動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を直撃し、大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標は他にも幾つも有ると思いますが、少なくとも、首都圏の 20 万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動しておりました。

私の被害の性質上、被疑者は特定できませんが、被疑者不特定多数であることは冒頭頁に明記しておりますし、訴えた被害が実在することは否定しようありませんから、信じないことに合理性は無く、もし見落としたのであれば、少なくとも過失です

平易な日本語で書いてあるのに、どこがどう、わからないのか、摘示が必要です。

それに、捜査の端緒は具体的犯罪事実だけに限定されてはおりません。

C 明記した回答期限を無視したことは、著しい信義則違反です

★★★著しい信義則違反なので不審な対応(手続妨害)であり、適正な手続を受ける権利や平等権の侵害であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★A～Cから、有り得ない無視(手続妨害)であり、適正な手続を受ける権利や平等権の侵害であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★それ故に極めて強く暗示する警視庁の害意の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

この被害届を完全に無視することは、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、有り得ない選択と言え、当たり前に、警視庁の何らかの害意を極めて強く暗示しています。

第二に、その回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと(恣意性 99.80%)

警視庁の被疑者及び人数不詳 2 が、2009. 2. 20(前項の被害届の回答期限日当日)の午前 6 時 20 分頃、さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号交差点付近において、私の叔母の太田まり子の殺害に関与し、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という意図

の、私の生命への害意の無言の脅迫を行いました。

またその後、2009.3.3に伊勢崎友信を逮捕するなどにより、埼玉県警が、この殺害を轢逃げ事故に偽装しました。

★★★★★脅迫の為の殺人(全不法行為の主要事実)と自決権の侵害の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★★埼玉県警の偽装(不法行為1の基礎事実)と自決権の侵害の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★★その警視庁の関与(全不法行為の主要事実)の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

既述のような状況で、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じた結果、この連動データの口封じの為に、脅迫殺人が起きたものと思われます。

第三に、警視庁サワダが脅迫殺人の訴えを隠蔽したこと (恣意性 99.99%以上)

警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町1丁目1番地3)のサワダが、2009.3.3午後、同署において、私が行った二つの要請(包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明)を、その後不当に無視したこと

脅迫の為の殺人の組織的隠蔽と、警視庁の更なる害意を、当たり前に、暗示しています。

なおこれは、約一週間前にサワダに電話予約したうえで、往訪したものです。

私が、当たり前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずです。

さらに、他の不法行為も一貫した無視であることからも、推定できると思います。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、当時の職員名簿からも特定できます。

★★★警視庁の更なる害意(手続妨害)による、自決権や適正な手続を受ける権利や平等権の侵害であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反) これも大不祥事

第四に、叔母の轢逃げ事故の、以下の不審の数々 (恣意性 99.9999999%以上)

★★★★★事件性(特にA, C, D, I)の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

A★ 事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(甲11)(99.99%以上)

叔母の姿が、視界の中央部に入り続けていたはずなので、見落とすことなど在り得ません。

B 卷き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上) 左折直後です

C★ 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうで(甲12号反証書)、「交通事故についての死亡原因や負傷部位をする為」とする答弁(被告の準備書面(1)3頁)と大きく矛盾しております。

また、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったものと思われます。

埼玉県警は、大田まり子の通夜に参加した私(有名人)の姿を認めて初めて、私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽に転換した可能性が在るのです。

D★ 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上)

殺人を示す決定的な映像を隠蔽しているものと思われます。

E 轢逃げ事故として当り前の物証の存否が不明(90. 00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、転逃げ事故として極めて不審です。真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

- ・本当に交通事故か? ・叔母を側道まで運んだのは事実か? ・雇われ犯ではないのか?

F 轢逃げ犯の行動の必然性の有無(99. 00%以上)

- ・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?
- ・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?
- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否(99. 00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は? ・衝突時のスピードは? ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90. 00%以上)

- ・金曜の朝の副都心の17号線上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による迂回の疑い

I ★★★★ 轢逃げ事故の公判(甲10)の不審 故意の疑いを一切排除(99. 99999999%以上)
在り得ないことであり、刑事司法三機関の共謀による隠蔽と断定できます。

第五に、恣意性一覧表が示唆する、後続事件との関連性(恣意性 99. 99999999%以上)

相互関連性と加害類型の一貫性から、包囲網の実在は明らかです。

★★★★★第一から第五の相互関連性と、警視庁と埼玉県警の手続妨害による、自

決権や適正な手続を受ける権利や平等権の侵害であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

反論●●● 配達された郵便物が検査要求書面であることを認めるに足りる証拠は無い旨(判決書3頁)は、事実認定方法の誤りです。

原本を出さなかったのは、もちろん私の過失ではありますが、一審二審とも事案解説責任として、「当該内容証明の原本は無いですか?」という当り前の釈明をしなかったのは、卑怯な上げ足取りであり、隠蔽ないし犯人隠避の意図を極めて強く示唆しています。

特に二審は、配達された郵便物を証拠として被告に提出させることもできたはずです。

→ 当該内容証明の原本を甲13号書証として追加提出します。

第7 貴所による破棄自判を希望します

第8 附属書類 副本 7通

以上

上告受理申立理由書

令和2年2月14日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所（送達場所） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15番1号
埼玉県 同代表者知事 大野元裕 電話番号：048-824-2111

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和元年(ネ)第4434号 慰謝料請求控訴事件について、令和2年2月6日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから上告します。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被上告人は、上告人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、三審とも全て、被上告人の負担とする。

第3 上告理由

1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決は、後述の通り、①第一審が、私が訴えた事件性ないし違法性の判定が不可避であるにもかかわらず、合理的根拠無しに無視しており、②第一審の、致命的な判定洩れを無視しており、事実認定に経験則違反や論理則違反による、自由心証主義への違反など、訴訟手続の重大な違反が多數有り、また、法令の解釈の重大な誤りも多數有るので、程度問題として、実質的な司法拒絶であり、著しい信義則（民法1条）違反であり、公序

良俗(民法 90 条)違反であり、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、違法な判決なので、当り前に、無効です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

第4 上告理由の説明

1 一審二審とも、以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

① 訴え(控訴理由)を無視していること(司法拒絶)

これは控訴状全体を摘示するに等しい為、冗長となるので、差し控えます。

原審が理由を示したのは、唯一後述の、内容証明に関する追加証拠に関してだけです。

つまり、列挙した控訴理由を、一切無視しております。

裁判一般の公信力の高さは別として、第一審が適正であるという保証は論理的にはどこにも無く、また、控訴人の私が理由を示して不適正を訴えていた以上、無視したことは論理則違反かつ信義則違反であり、裁判という手続目的の逸脱ないし妨害です。

合理的根拠無しに事件性ないし違法性を無視していること(論理則違反)

② 「違法性が無いから理由も不要」との狂気の倒錯であること

これは論法として、当り前の違法性を認めないことによって、論理則違反を経験則違反に擦り替えているので、経験則違反による論理則違反と言えます。

しかし、判断要素としては排除不可能ですから、たとえ違法性が無いと判断したのだとしても、その合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

また、稀に理由を付した場合でも、屁理屈ないし片手落ちで、実質的に、理由が有りません。

事件性ないし違法性の判定が不可避の前提であること

実質的に、警察の常習的な、理由を告知しない受付拒否(手続妨害)と言え、職責と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反なので、訴えた事件性ないし違法性への当否の判定が不可欠の前提であることは自明なのに、無視しました。

③ 第一审の致命的な判定洩れを無視したこと(論理則違反)

第一審が不法行為 1 (埼玉県警による殺人の交通事故への偽装) の判定を洩らしたこと(控訴状 6 頁)は、それが残りの四つの不法行為の前提となる基礎事実ないし主要事実なので、判決の結論に影響するのは自明なのに、控訴審がその致命的瑕疵を無視しました。

なおこれだけでも、再審理由にも無効理由にも該当すると考えます。

2 法令の解釈の重大な違反が多数有ります

後述の通り、原事件は無言の脅迫であり、脅迫とはすべからく、威力によって真意を抑圧さ

せることですから、必然的に、自決権ないし自治の権利(いざれも憲法13条)の侵害です。
私の訴えを、警察が無視して来たことは、その職責(警察法2条など)と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、ひいては平等権(憲法14条)の侵害です。
このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)や違反を含んだ被害です。

3 事実認定に経験則違反や論理則違反が多数有るので、自由心証主義への違反です

①私の訴えをことごとく無視していることは、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です

②被告の擬制自白を看過したこと 理由の無い否認(狂気の倒錯)

③私の訴えが判決書に記録されていないこと ①と裏腹でもあります 現行制度の瑕疵
全3頁の判決書の、たった8行の事案の概要では、本件の事件性が全く伝わりません。
(説明)

第一審が違法性をことごとく無視し、控訴審が控訴理由をことごとく無視しております。

控訴審は、極端な統審主義を口実にしたものと思われますが、裁判制度の目的を考えれば、控訴人の訴えを無視することに正当性は無いことは自明であり、また、このような司法権の濫用を想定していないことは現行制度の瑕疵と考えます。

したがって、私としては、第一審の機能とS.O.S.を、最高裁判所に求めるしかありません。

第5 上告理由の詳細(原判決の問題点)

訴えた、当たり前の事件性ないし違法性を無視していること

詳しくは後述の通りで、★や●の数が多いほど違法です。

(前堤) 訴えを無視することは、不当な受付拒否(手続妨害)であり、結果回避義務違反であり、当たり前に、違法であること

言い換えると、故意の観点の欠落による手続妨害への抗弁事実を、常に示しておりません。裁判所や検察庁や警察など、国家権力を直接行使する機関には、暗黙の社会的要請として、常に合理性が求められていることは、人権の歴史から考えても当然です。

特に警察の場合は、権力の濫用の予防という各根拠法の立法趣旨からも、被害の継続への回避義務からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当たり前です。これは論理的には既述の通り「違法性が無いから理由も不要」との狂気の倒錯です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責と訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。

また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範第4~5条への違反であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第63条や刑事訴訟法第242条への違反です。

またこれらは当たり前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。

私への脅迫の為の殺人事件の焦点

事件の概要 詳しくは後述の通りですが、今度こそ判例に残して下さい。

以下のような疑惑が、根拠も無く、未解明です。

第一に、警視庁が私の 20090118 付け被害届を無視したこと (恣意性 99. 999999%以上)

①冒頭頁に回答期限を明記していたこと(著しい信義則違反)、②理由を告知しない不当な受付拒否に当ることや、差別に当ることなど、その違法性が自明であること、③無視できない届出内容であったこと、などから、職責と状況から見て、有り得ない選択と言えるので、当たり前に、警視庁の何らかの害意を、極めて強く暗示しています。

第二に、20090220 の私の叔母の太田まり子の変死の真相は、警視庁による私への脅迫の為の殺人であり、それを埼玉県警が轢逃げ事故に偽装したこと (②の恣意性 99. 80%以上)

そう思う理由は、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況であり、②まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、その害意の内容、すなわち「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫の意図が明かされた形であり、この二つの稀有な現象が偶然には重なり得ないことや、同様の状況設定のドラマや小説も多いので、誰でも経験則として、そう感じることから、その被害届との関連による殺人と、警視庁の関与が、当たり前に、推定されることです。

第三に、20090303 午後、東村山署サワダに、包囲網の摘発と脅迫の為の殺人を訴えたのに無視したこと (恣意性 99. 00%以上)

これは、警視庁の組織的隠蔽と、更なる害意を、当たり前に、暗示しており、また、殺人の蓋然性をも遡及して高めています。

第四に、殺害を暗示する不審点(状況証拠)の数々 (恣意性 99. 999999%以上)

①事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線なので、ずっと叔母が視界に入っていたのに、見落とすはずがないこと、②司法解剖が実施された経緯が不審であること、③逮捕の決め手となった映像を、公判の証拠にしていない不審、④公判で、故意の疑いに一切触れなかったことは三機関の共謀、を始め、後述の不審点が有ります。

第五に、恣意性一覧表が示唆する後続事件との相互関連性 (恣意性 99. 9999999%以上)

後続事件との相互関連性や加害類型の一貫性から、私への包囲網の実在は明らかです。

第一に、警視庁が私の 20090118 付け被害届を無視したこと (恣意性 99. 999999%)

私が、2009. 1. 19 に、東京都練馬区豊玉北 6-4-2 所在の練馬郵便局から東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号所在の警視庁本部の警視総監宛に簡易書留で送った、2009. 1. 18 付被害届を、警視庁の被疑者及び人数不詳 1 が無視しました。

A 理由を告知しない、被害届の受付拒否(犯罪捜査規範 65 条違反)です

★★★理由を告知しない受付拒否(手続妨害)の違法性の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

その不当性については既述の通りであり、また、これでは、誰でも被害届を出す意味が無くなるので、差別的取扱であることも自明であり、過去に同様の事例は無いはずです。また、届出が趣旨不明の場合は本人意思を確認することが規定されています。

B 無視できない内容なので極めて不審な対応です

★★★内容に比し、極めて不審(手続妨害)であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

この被害届の趣旨は、不特定多数による不買運動の摘発でした。

特に、(3 頁)日常的な顔パス(つまり拳手した乗客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象であるのに、更に、(5 頁)私の出番日と連動して所属タクシー会社の平均売上が落ちた現象も、これを裏付けているので、総合すれば、(冒頭頁)肖像権の侵害に基づく風評被害・営業妨害、「一億人の犯罪」、に疑いの余地は無く、このデータを確保するだけで摘発できたはずです。

このデータこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。

包囲網はやがて、この連動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を直撃し、大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標は他にも幾つも有ると思いますが、少なくとも、首都圏の20万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動しておりました。

私の被害の性質上、被疑者は特定できませんが、被疑者不特定多数であることは冒頭頁に明記しておりますし、訴えた被害が実在することは否定しようありませんから、信じないことに合理性は無く、もし見落としたのであれば、少なくとも過失です

平易な日本語で書いてあるのに、どこがどう、わからないのか、摘示が必要です。

それに、捜査の端緒は具体的犯罪事実だけに限定されてはおりません。

C 明記した回答期限を無視したことは、著しい信義則違反です

★★★著しい信義則違反なので不審な対応(手続妨害)であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★A～Cから、有り得ない無視(手続妨害)であることの判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★それ故に極めて強く暗示する警視庁の害意の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

この被害届を完全に無視することは、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、有り得ない選択と言え、当たり前に、警視庁の何らかの害意を極めて強く暗示しています。

第二に、その回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと(恣意性 99.80%)

警視庁の被疑者及び人数不詳 2 が、2009.2.20(前項の被害届の回答期限日当日)の午前6時20分頃、さいたま市中央区桜丘二丁目の国道17号交差点付近において、私の叔母の太田まり子の殺害に関与し、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という意図の、私の生命への害意の無言の脅迫を行いました。

またその後、2009.3.3 に伊勢崎友信を逮捕するなどにより、埼玉県警が、この殺害を轢逃げ事故に偽装しました。

★★★★★脅迫の為の殺人(全不法行為の主要事実)の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★★埼玉県警の偽装(不法行為1の基礎事実)の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

★★★★★その警視庁の関与(全不法行為の主要事実)の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

既述のような状況で、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じた結果、この連動データの口封じの為に、脅迫殺人が起きたものと思われます。

第三に、警視庁サワダが脅迫殺人の訴えを隠蔽したこと (恣意性 99.99%以上)

警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町1丁目1番地3)のサワダが、2009.3.3午後、同署において、私が行った二つの要請(包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明)を、その後不当に無視したこと

脅迫の為の殺人の組織的隠蔽と、警視庁の更なる害意を、当たり前に、暗示しています。

なおこれは、約一週間前にサワダに電話予約したうえで、往訪したものです。

私が、当たり前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずです。

さらに、他の不法行為も一貫した無視であることからも、推定できると思います。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、当時の職員名簿からも特定できます。

★★★警視庁サワダの隠蔽(手続妨害)の判定洩れ(理由不備・経験則違反) これも大不祥事

第四に、叔母の轢逃げ事故の、以下の不審の数々 (恣意性 99.9999999%以上)

★★★★★事件性(特にA, C, D, I)の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

A★ 事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(甲11)(99.99%以上)

叔母の姿が、視界の中央部に入り続けていたはずなので、見落とすことなど在り得ません。

B 卷き込みでもないのに、死亡に至っていること(90.00%以上) 左折直後です

C★ 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言ったそうで(甲12号反証書)、「交通事故についての死亡原因や負傷部位をする為」とする答弁(被告の準備書面(1)3頁)と大きく矛盾しております。

また、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かったものと思われます。

埼玉県警は、大田まり子の通夜に参加した私(有名人)の姿を認めて初めて、私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽に転換した可能性が在ります。

D★ 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99.00%以上)

殺人を示す決定的な映像を隠蔽しているものと思われます。

E 轢逃げ事故として当たり前の物証の存否が不明(90.00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、轢逃げ事故として極めて不審です。

真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

・本当に交通事故か? ・叔母を側道まで運んだのは事実か? ・雇われ犯ではないのか?

F 轢逃げ犯の行動の必然性の有無(99.00%以上)

・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?

- ・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?
- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否(99.00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は? ・衝突時のスピードは? ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

- ・金曜の朝の副都心の17号線上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による迂回の疑い

I ★★★★ 撥逃げ事故の公判(甲10)の不審 故意の疑いを一切排除(99.9999999%以上)
在り得ないことであり、刑事司法三機関の共謀による隠蔽と断定できます。

第五に、恣意性一覧表が示唆する、後続事件との関連性(恣意性 99.9999999%以上)

相互関連性と加害類型の一貫性から、包囲網の実在は明らかです。

★★★★★第一から第五の相互関連性と手続妨害の判定洩れ(理由不備・経験則違反)

反論●●● 配達された郵便物が検査要求書面であることを認めるに足りる証拠は無い旨(判決書3頁)は、事実認定方法の誤りです。

原本を出さなかったのは、もちろん私の過失ではありますが、一審二審とも事案解説責任として、「当該内容証明の原本は無いですか?」という当たり前の釈明をしなかったのは、卑怯な上げ足取りであり、隠蔽ないし犯人隠避の意図を極めて強く示唆しています。

特に二審は、配達された郵便物を証拠として被告に提出させることもできたはずです。

→ 当該内容証明の原本を甲13号書証として追加提出します。

第7 貴所による破棄自判を希望します

第8 附属書類 副本 7通

以上

最高裁 令和 年()第 号 慶謝料請求上告事件 原告 今井豊 被告 埼玉県 証拠説明書A II 20200214追加

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲13号書証 (追加)	20160606 埼玉 県警本部長宛の 捜査要求の旨の 内容証明の原本	コピー 20160606 作成者: 前橋中央 郵便局	立証すべきは、訴状A IIの <u>事実経過⑤の事実(埼玉県警本部長宛に捜査要求の旨の内容証明郵便を出したこと)</u> です。 前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町1-6-5)から埼玉県警本部(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ。 「警視庁に提出した被害届の回答期限の当日、叔母の太田まり子がさいたま市で変死した。 <u>これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、埼玉県警が交通事故を偽装したものである。</u> これについては叔母の死の直後に本部から指示された東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一から説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。 それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。」と書いてありました。 なおこれは、 <u>甲2の原本</u> であり、 <u>甲11はこの配達証明書</u> です。 理由を告知せずにこれを無視したことは、警視庁と同様に、 <u>犯罪捜査規範65条違反</u> であり、 <u>紛失したのであれば取扱不備</u> です。

8-12

2016.6.06

東京都千代田区霞ヶ関 2-1-1 警視総監 殿

捜査要求

貴職宛 2009.1.19 付一般書留

お問い合わせ番号 107-36-35304-0

(1/20 付配達証明書有) タイトル「被害届」に関して

その消息を開示願いたい。

これについてはその冒頭で書面による回答を要求し、
その回答期限を一ヶ月後と指定したにもかかわらず、
未だ何の連絡も無く、しかもその回答期限の当日、
叔母の太田まり子が変死した。

これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、

埼玉県警が交通事故を偽装したものである。

これについては叔母の死の直後に本部から指示された

東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一か
ら説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。

それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。

各県警が組織一丸となって行ったこの未曾有の巨大不祥事
につき、貴職の見解を問う。

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊

この郵便物は 平成28年6月6日
第 53944号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社



郵便認証司

平成28年 6月 6日

8-12

2016.6.06

さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県警本部長 殿

捜査要求

警視総監宛 2009.1.18 付一般書留

お問い合わせ番号 107-36-35304-0

(1/20 付配達証明書有) タイトル「被害届」に関して
はその冒頭で書面による回答を要求し、
その回答期限を一ヶ月後と指定したにもかかわらず、
未だ何の連絡も無く、しかもその回答期限の当日、
叔母の太田まり子がさいたま市で変死した。
これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、
埼玉県警が交通事故を偽装したものである。
これについては叔母の死の直後に本部から指示された
東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一か
ら説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。
それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。
各県警が組織一丸となって行ったこの未曾有の巨大不祥事
につき、貴職の見解を問う。

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊

この郵便物は 平成28年 6月6日
第 53943 号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社

郵便認証司
平成28年 6月 6日

前橋中央
28.6.6
8-12

2016.6.06

(受取人) 東京都千代田区霞ヶ関 檢察庁長官 殿

捜査要求 1

警視総監宛 2009.1.19 付一般書留

お問い合わせ番号 107-36-35304-0

(1/20 付配達証明書有) タイトル「被害届」に関して
は未だ消息不明である。

これについてはその冒頭で書面による回答を要求し、
その回答期限を一ヶ月後と指定したにもかかわらず、
未だ何の連絡も無く、しかもその回答期限の当日、
叔母の太田まり子が変死した。

これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、
埼玉県警が交通事故を偽装したものである。

これについては叔母の死の直後に本部から指示された
東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一か
ら説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。
それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。

各県警が組織一丸となって行ったこの未曾有の巨大不祥事
につき、監督官庁の長として貴職の見解を問う。

(差出人) 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊

2016.6.06

東京都千代田区霞ヶ関 檢察庁長官 殿

捜査要求 2

2015.1.11 に私有地の中で、獵銃を発砲された。
その直線距離約 30 メートルでハンターとは
おおむね正対していた。
過去の経緯との関連から私は「脅迫」であることを強調
するも群馬県警沼田警察署はその事件性を頑なに否定。
その後も通り道に獣の死骸を何度も置かれるなど、
このハンターグループにつきまとわれ、
さまざまな嫌がらせを受けている。
同署にはその後何度も質問状を提出しているが
何も回答は無く、「一切を闇に葬る」構えである。
これは警視庁の対応を踏襲していると思われる。
人権を完全否定され、治安を喪失した私。
「みんなで渡れば怖くない」という対応を
世間様はどこまで続けるつもりなのか?
警察の監督官庁の長として貴職の見解を問う。

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊



この郵便物は 平成28年 6月 6日
第 53747 号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社

